

#とっておきの南紀エリア リポストキャンペーン 応募規約

1 応募期間

令和4年7月1日(金)から令和5年2月28日(火)

2 応募テーマ

「とっておきの南紀エリア」（自然や街並み、歴史、伝統、グルメなど）

特に、以下のいずれかの要素を満たす写真で、上記テーマを十分に表現している写真をご応募ください。

- ①思わず南紀エリアに行ってみたいと感じさせる写真
- ②地元の人も知らない風景やスポットの写真
- ③地域の特産品や、南紀エリアならではの風景を写した写真

3 応募方法

- (1) 南紀エリア（田辺市、白浜町、上富田町、すさみ町）内で魅力あふれる写真を撮影してください。
- (2) 南紀エリア観光推進実行委員会公式Instagramアカウント（@nanki_tourism）（以下、「公式アカウント」という）をフォローしてください。
- (3) ご自身のInstagramアカウントで、写真を投稿してください。
写真投稿の際には、「#とっておきの南紀エリア」・「#市町名（田辺市、白浜町、上富田町、すさみ町のいずれか）」・「#撮影場所」を付けた上で投稿してください。

4 選出について

厳正な審査により、キャンペーン期間中に投稿された作品の中から毎月3作品を優秀作品として、公式アカウントにリポスト（再投稿）します。リポストした作品の投稿者には、南紀エリアの特産品を進呈します。

5 投稿者への連絡及び賞品の発送について

- (1) 優秀作品の候補者には、公式アカウントからダイレクトメッセージにて直接ご案内させていただきます。
- (2) 案内後3日以内に発送に必要な事項について、返信が無い場合は、入賞は取り消されたものとして扱います。
- (3) ダイレクトメッセージ送信時に公式アカウントをフォローされていない場合、その権利を無効とさせていただきます。
- (4) 賞品の発送は、国内に限らせていただきます。

6 投稿された写真の活用について

今回ご応募いただいた写真は、南紀エリア観光推進実行委員会の広報ツール等に活用させていただく場合があります。写真を活用する際に、個別にお知らせすることはございませんので、あらかじめご了承ください。

7 注意事項

- (1) 人物を主題にした写真を投稿する場合は、被撮影者の了解を得たもののみとしてください。肖像権に関するトラブルについて実行委員会は一切の責任を負いません。
- (2) 投稿者は、本企画への応募をもって、応募者情報（投稿写真・Instagramの個人アカウント情報など投稿内容のすべての情報を含みます）が南紀エリア観光推進実行委員会ホームページ及びその他メディアなどに使用されることに同意するものとします。
- (3) 次の内容に当てはまる投稿は、ご遠慮ください。
ア 公序良俗に反する内容
イ 売買及びそれに準ずる行為、特定サイト及びアドレスの掲示や宣伝行為の意味を含んだもの
ウ 本企画の運営を妨げ、信頼を毀損するような行為を含んだもの
エ 本企画の意図と異なるもの
オ 個人、企業、団体、お店などを中傷したり、プライバシーを侵害するもの
カ 他人の著作権、肖像権に抵触するもの
キ その他実行委員会が不適切と判断するもの
- (4) 本企画はInstagram運営会社とは一切関係がありません。
- (5) Instagram内での発言内容や、それに関わるトラブルや損害が発生したとしても、実行委員会は一切の責任を負いません。
- (6) 応募期間中にInstagramアカウントを「非公開」に設定している場合は、応募が無効になります。
- (7) 同じアカウントから複数回の投稿も認めます。
- (8) 未成年者の方は保護者の同意を得たうえでご応募ください。

問い合わせ

南紀エリア観光推進実行委員会(和歌山県西牟婁振興局企画産業課内)

TEL: 0739-26-7910 FAX: 0739-26-7917 mail: e1306161@pref.wakayama.lg.jp